

## 第 2 章

### 不当労働行為の審査等

第 1 節	不当労働行為の審査	18
第 1	<u>概 要</u>	18
第 2	<u>不当労働行為救済申立事件一覧表</u>	23
第 3	事件要録	27
1	<u>命令・決定</u>	27
2	<u>和解・取下</u>	31
第 2 節	不当労働行為の再審査	38
第 1	<u>概 要</u>	38
第 2	<u>不当労働行為再審査申立事件一覧表</u>	39
第 3 節	行政訴訟	40
第 1	<u>概 要</u>	40
第 2	<u>行政訴訟事件一覧表</u>	41
第 4 節	<u>労働組合の資格審査</u>	42

# 第1節 不当労働行為の審査

## 第1 概 要

### 1 取扱件数の概要

#### (1) 取扱件数の概要

平成27年における不当労働行為救済申立事件の取扱件数は29件で、その内訳は、前年からの繰越し16件、新規申立て13件である。これら取扱事件のうち終結は18件で、残り11件は翌年に繰り越された（「第2 不当労働行為救済申立事件一覧表」参照）。

なお、審査の過程において実施した調査、審問、和解の回数は、調査69回、審問17回、和解19回の合計105回で、月平均すると9回である。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年				
		23年	24年	25年	26年	27年
取 扱 件 数	前年からの繰越し	10	12	20	17	16
	新規申立	13	17	21	16	13
	計	23	29	41	33	29
審 査 回 数 (回) (調査・審問・和解)		91	110	131	123	105

#### (2) 救済内容別取扱件数

解雇、配置転換、賃金差別等の不利益取扱いの排除、労働組合が申し入れた団体交渉への応諾及び支配介入の排除を求めるもの（労働組合法「7条1・2・3号」）が11件と最も多く、全体の38%を占めている。次いで、団体交渉への応諾を求めるもの（労働組合法「7条2号」）が9件で、全体の31%を占めている。以上の2区分で全体の69%を占めている。

表2 救済内容別取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年				
		23年	24年	25年	26年	27年
7条	1号	-	1	2	3	2
	1・2号	2	1	1	3	3
	1・3号	5	4	4	1	3
	1・2・3号	1	6	11	11	11
	2号	12	11	19	11	9
	2・3号	2	5	2	2	-
	3号	1	1	2	2	1
計		23	29	41	33	29

(3) 業種別取扱件数

取扱件数を業種別にみると、「運輸業、郵便業」が15件で最も多く52%を占め、次いで、「製造業」が5件で17%を占めている。以上の2区分で全体の69%を占めている。

表3 業種別取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分 \ 年	23年	24年	25年	26年	27年
建設業	1	3	1	1	1
製造業	5	3	7	8	5
情報通信業	1	1	1	-	-
運輸業、郵便業	2	5	12	13	15
卸売業、小売業	1	1	2	2	3
金融業、保険業	-	-	1	1	-
不動産業、物品賃貸業	1	1	1	1	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	1	1	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	-	-	-
教育、学習支援業	4	8	8	5	3
医療、福祉	1	1	1	-	1
複合サービス事業	1	-	1	-	-
サービス業	4	4	4	2	1
公務	-	-	2	-	-
計	23	29	41	33	29

## 2 新規申立事件の概要

(1) 救済内容別

平成27年における新規申立件数は13件で、その救済内容別の内訳は、労働組合法「7条2号」が6件、「1・2・3号」が3件、「1・3号」が2件、「1号」及び「1・2号」が各1件となっている。

(2) 申立人別

申立人別では、すべてが組合申立てとなっている。

(3) 企業規模別

従業員数による企業規模別の内訳は、「100人未満」の事業所が7件、「100人以上499人以下」の事業所が4件、「500人以上」の事業所が2件となっている。

(4) 業種別

業種別の内訳は、「運輸業、郵便業」が6件、「製造業」及び「卸売業、小売業」が各2件、「建設業」、「医療、福祉」及び「サービス業」が各1件となっている。

表4 新規申立事件の内容の一覧表

(単位：件)

区 分		年				
		23年	24年	25年	26年	27年
救 済 内 容 別	7条 1号	-	-	2	2	1
	1・2号	1	1	-	2	1
	1・3号	4	1	-	1	2
	1・2・3号	1	4	6	4	3
	2号	7	8	11	6	6
	2・3号	-	2	1	1	-
	3号	-	1	1	-	-
	計	13	17	21	16	13
申 立 人 別	組 合	13	17	20	15	13
	組 合 ・ 個 人	-	-	1	-	-
	個 人	-	-	-	1	-
	計	13	17	21	16	13
企 業 規 模 別	100人未満	6	11	12	6	7
	100人～499人	5	4	7	9	4
	500人以上	2	2	2	1	2
	計	13	17	21	16	13
業 種 別	建 設 業	1	1	-	1	1
	製 造 業	3	3	4	4	2
	情 報 通 信 業	-	1	-	-	-
	運 輸 業 、 郵 便 業	-	3	7	8	6
	卸 売 業 、 小 売 業	-	-	2	1	2
	金 融 業 、 保 険 業	-	-	1	-	-
	不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	-	-	1	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-
	宿泊業、飲食サービス業	1	1	-	-	-
	生活関連サービス業、娯楽業	1	-	-	-	-
	教 育 、 学 習 支 援 業	2	4	2	2	-
	医 療 、 福 祉	1	-	-	-	1
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	-	-	1	-	-
	サ ー ビ ス 業	4	4	1	-	1
	公 務	-	-	2	-	-
計	13	17	21	16	13	

### 3 終結状況

#### (1) 終結状況

平成27年の取扱件数29件のうち、終結事件は18件で、その内訳は、「命令・決定」によるものが3件、「和解・取下」によるものが15件となっている。

表5 終結状況一覧表

(単位：件)

区分		年	23年	24年	25年	26年	27年
取扱件数			23	29	41	33	29
終 結 状 況	命令・決定	全部救済	-	-	-	-	-
		一部救済	-	-	4	-	-
		棄却	-	1	2	-	1
		却下	-	-	-	-	2
		計	-	1	6	-	3
	和解・取下	関与和解	7	5	10	14	12
		自主和解	1	3	2	-	-
		取下	3	-	6	3	3
		計	11	8	18	17	15
	合計			11	9	24	17
翌年へ繰越			12	20	17	16	11

#### (2) 不服申立状況

平成27年に発せられた3件の命令・決定のうち、申立人から中央労働委員会へ再審査の申立てが行われたものが1件あった。

表6 不服申立状況一覧表

(単位：件)

区分		年	23年	24年	25年	26年	27年
命令・決定			-	1	6	-	3
確定			-	-	1	-	1
不服申立			-	1	4	-	1
不服申立の内訳	再審査	労使	-	1	1	-	1
		双方	-	-	2	-	-
		双方	-	-	-	-	-
	行政訴訟	労使	-	-	-	-	-
		使	-	-	1	-	-
		双方	-	-	-	-	-

(3) 所要日数

平成27年に終結した事件18件の申立てから終結までの平均所要日数は341日となっている。

なお、労働組合法第27条の18に規定する審査の期間の目標について、当委員会では、1年半以内のできるだけ短い期間と定めている（平成17年1月24日第1274回公益委員会議決定）。

表7 審査期間別終結件数一覧表

(単位：件)

区分 年	命令・決定			和解・取下			全事件		
	1年半 以内	1年半 超	計	1年半 以内	1年半 超	計	1年半 以内	1年半 超	計
27年	2	1	3 (351日)	12	3	15 (338日)	14	4	18 (341日)
26年	0	0	0 ( - )	15	2	17 (280日)	15	2	17 (280日)
25年	0	6	6 (900日)	16	2	18 (224日)	16	8	24 (393日)
24年	0	1	1 (1,300日)	4	4	8 (431日)	4	5	9 (528日)
23年	0	0	0 ( - )	9	2	11 (259日)	9	2	11 (259日)
計	2	8	10 (775日)	56	13	69 (292日)	58	21	79 (354日)

(注) ( ) 内は平均所要日数である。

## 第2 不当労働行為救済申立事件一覧表

### 前年繰越分 (16件)

事件 番号	申立 区分	業 種 別  従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日  処理状況	所 要 日 数	調査回数	担当委員
							審問回数	
24 (不) 7	組合	教育、学習支援 業	1・2・3	原職復帰・バックペイ、団 体交渉応諾、便宜供与、他 組合との差別禁止、不利益 取扱の撤回、支配介入の禁 止、文書の掲示	24. 8. 30  係属中	1,219	18 (1)	(審)成田 (労)大久保(彰) (使)牧野
		11 (9)					0 (0)	
24 (不) 16	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送 業)	1・2 ・3・4 (25. 6. 21 4号追加)	バックペイ、不利益取扱の 撤回、団体交渉応諾、支配 介入の禁止、労働協約の締 結、文書の掲示	24. 12. 18  関与和解 27. 7. 27	952	15 (3)	(審)永富 (労)大久保(章) (使)坂下
		3 (0)					6 (4)	
25 (不) 8	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送 業)	1・2 ・3・4 (25. 5. 27 4号追加)	団体交渉応諾、不利益取扱 の禁止、支配介入の禁止、 バックペイ、協約の締結、 文書の掲示	25. 4. 18  関与和解 27. 4. 22	735	11 (1)	(審)長谷川 (労)大久保(章) (使)牧野
		3 (1)					2 (1)	
25 (不) 17	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送 業)	3	支配介入の禁止、文書の掲 示	25. 9. 24  関与和解 27. 4. 22	576	1 (0)	(審)長谷川 (労)大久保(章) (使)牧野
		0 (0)					0 (0)	
25 (不) 19	組合	製造業 (金属製品製造 業)	1・2・3	解雇通告の撤回、団体交渉 応諾、文書の掲示	25. 11. 1  関与和解 27. 2. 24	481	7 (0)	(審)青木 (労)大久保(彰) (使)室殿
		2 (0)					1 (1)	
25 (不) 21	組合	教育、学習支援 業	2・3 (26. 5. 21 3号追加)	団体交渉応諾、支配介入の 禁止、文書の掲示	25. 11. 8  棄却 27. 9. 4	666	8 (1)	(審)坪井→永富 (労)伊藤 (使)二村
		3 (1)					1 (1)	
26 (不) 6	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送 業)	1・2・3	団体交渉応諾、損害賠償請 求及び懲戒処分の撤回、文 書の掲示	26. 6. 9  係属中	571	10 (5)	(審)永富→佐脇 (労)可知 (使)渡邊→中西
		2 (2)					2 (2)	
26 (不) 7	組合	製造業 (食料品製造 業)	2	団体交渉応諾	26. 6. 24  関与和解 27. 8. 24	427	11 (7)	(審)成田 (労)畑 (使)室殿
		0 (0)					0 (0)	
		2,600						
		25						
		140						
		10						
		60						
		91						
		19						
		420						

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日 処理状況	所 要 日 数	調査回数		担当委員
							審問回数	和解回数	
26 (不) 8	組合	製造業 (飲料・たばこ ・飼料製造業)	1・2・3 (27.2.2 2号追加)	不利益取扱の禁止、団体交 渉応諾、未払賃金及び賞与 の支払、支配介入の中止、 文書の掲示	26. 7. 3	547	9 (5)	(審)坪井	
		係属中			2 (2)		→長谷川		
		40					4 (4)	(労)可知	
							3 (3)	(使)山本(光)	
26 (不) 9	組合	運輸業、郵便業 (道路旅客運送 業)	1・2・3	原職復帰・バックペイ、団 体交渉応諾、支配介入の禁 止、文書の掲示・文書の交 付	26. 7. 10	540	8 (5)	(審)青木→成田	
		係属中			0 (0)		(労)大久保(章)		
		270					0 (0)	(使)中山→夏目	
							0 (0)		
26 (不) 10	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送 業)	2	団体交渉応諾、文書の掲示	26. 7. 24	248	3 (0)	(審)長谷川	
		却下			2 (2)		(労)大久保(彰)		
		180			27. 3. 28		0 (0)	(使)坂下	
							2 (2)		
26 (不) 11	組合	卸売業、小売業 (機械器具小売 業)	1・2	団体交渉応諾、不利益取扱 の撤回及び禁止、文書の掲 示	26. 9. 5	200	4 (2)	(審)山本(和)	
		関与和解			0 (0)		(労)鶴岡		
		160			27. 3. 23		0 (0)	(使)牧野	
							0 (0)		
26 (不) 12	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送 業)	1・2・3	バックペイ、団体交渉応 諾、支配介入の禁止、文書 の掲示	26. 9. 10	188	4 (2)	(審)酒井	
		関与和解			0 (0)		(労)三島		
		140			27. 3. 16		0 (0)	(使)山本(光)	
							0 (0)		
26 (不) 13	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送 業)	1・2	原職復帰、団体交渉応諾、 不利益取扱の撤回、文書の 掲示・文書の交付	26. 9. 11	271	3 (2)	(審)坪井	
		取下			0 (0)		(労)伊藤		
		3			27. 6. 8		0 (0)	(使)中山	
							0 (0)		
26 (不) 15	組合	教育、学習支援 業	1	バックペイ、不利益取扱の 撤回、文書の掲示	26. 10. 29	239	4 (3)	(審)山本(和)	
		関与和解			0 (0)		(労)三島		
		450			27. 6. 24		2 (2)	(使)室殿	
							0 (0)		
26 (不) 16	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送 業)	1・2・3	団体交渉応諾、不利益取扱 の禁止、支配介入の禁止、 文書の掲示・文書の交付	26. 10. 31	256	3 (2)	(審)長谷川	
		関与和解			0 (0)		(労)鶴岡		
		80			27. 7. 13		3 (3)	(使)坂下	
							0 (0)		

(注) 1 「所要日数」、「調査回数」、「審問回数」、「和解回数」及び「証人等数」は、申立時から終結時又は平成27年12月末日まで（（）内は同年中）の数字である。

2 「証人等数」は、実人数である。



平成27年申立分 (13件)

事件番号	申立区分	業種別 従業員数(申立時)	労組法7条 該当号	請求内容	申立年月日 処理状況	所要 日数	調査回数	担当委員
							審問回数 和解回数 証人等数	
27 (不) 1	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2 ・3・4 (27.6.29 2号追加、 27.7.2 4号追加)	配転命令の撤回、不利益取扱の禁止、団体交渉応諾、支配介入の禁止、文書の掲示	27. 1. 19	254	5	(審)酒井 (労)畑 (使)渡邊
		関与和解 27. 9. 29			0 1 0			
27 (不) 2	組合	医療、福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業)	1・2・3	団体交渉応諾、不利益取扱の禁止、文書の掲示・文書の交付	27. 1. 21	196	4	(審)成田 (労)伊藤 (使)二村
		関与和解 27. 8. 4			0 0 0			
27 (不) 3	組合	卸売業、小売業 (その他の小売業)	2	団体交渉応諾、文書の掲示・文書の交付	27. 4. 7	269	6	(審)青木→志治 (労)鶴岡→西野 (使)山本(光)
		係属中			0 0 0			
27 (不) 4	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2・3 (27.10.15 3号追加)	団体交渉応諾、他組合との差別取扱禁止、組合加入の制限の撤廃、支配介入の禁止、文書の掲示	27. 4. 8	268	5	(審)酒井 (労)三島→牧田 (使)室殿→吉村
		係属中			0 0 0			
27 (不) 5	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	2	団体交渉応諾、文書の掲示・文書の交付	27. 5. 8	117	1	(審)山本(和) (労)大久保(彰) (使)牧野
		取下 27. 9. 1			0 0 0			
27 (不) 6	組合	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	1・2・3	団体交渉応諾、不利益取扱の禁止、未払賃金の支払及び不利益取扱の撤回、支配介入の禁止、文書の掲示	27. 6. 10	205	2	(審)青木→志治 (労)畑 (使)牧野
		係属中			0 0 0			
27 (不) 7	組合	卸売業、小売業 (石油卸売業)	2	団体交渉応諾、文書の掲示・文書の交付	27. 7. 13	138	2	(審)武田 (労)三島 (使)坂下
		却下 27. 11. 27			0 0 0			
27 (不) 8	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	2	団体交渉応諾、文書の掲示	27. 7. 15	77	1	(審)酒井 (労)畑 (使)渡邊
		取下 27. 9. 29			0 0 0			

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日 処理状況	所 要 日 数	調査回数	担当委員
							審問回数 和解回数 証人等数	
27 (不) 9	組合	製造業 (輸送用機械器 具製造業)	2	団体交渉応諾、文書の掲 示・文書の交付	27. 8. 12	108	3	(審)山本(和) (労)伊藤 (使)坂下
		225			関与和解 27. 11. 27		0 0	
27 (不) 10	組合	製造業 (鉄鋼業)	1・2・3 (27.11.26 2号追加)	不利益取扱いの撤回、団体 交渉応諾、支配介入の禁 止、文書の掲示・文書の交 付	27. 10. 16	77	1	(審)長谷川 (労)大久保(章) (使)牧野 →山本(秀)
		110			係属中		0 0	
27 (不) 11	組合	建設業 (設備工事業)	1	不利益取扱いの撤回・バッ クペイ、文書の掲示	27. 11. 18	44	0	(審)武田 (労)大久保(彰) (使)中山→夏目
		11			係属中		0 0	
27 (不) 12	組合	運輸業、郵便業 (道路旅客運送 業)	1・2・3	不利益取扱いの撤回・バッ クペイ、団体交渉応諾、支 配介入の禁止	27. 11. 18	44	0	(審)永富→佐脇 (労)畑 (使)牧野
		350			係属中		0 0	
27 (不) 13	組合	サービス業 (その他の事業 サービス業)	2	団体交渉応諾	27. 11. 20	42	0	(審)酒井 (労)伊藤 (使)牧野 →山本(秀)
		20			係属中		0 0	

(注) 1 「所要日数」、「調査回数」、「審問回数」、「和解回数」及び「証人等数」は、申立時から終結時  
又は平成27年12月末日までの数字である。

2 「証人等数」は、実人数である。

## 第3 事件要録

### 1 命令・決定

---

#### 25年(不)第21号 (7条2・3号)

##### 1 事案の概要

本件は、平成24年11月9日から平成25年10月4日までに行われた計10回の団体交渉において、被申立人学園が、給与体系の改善、一時金支給その他の労働条件に関する申立人組合らの要求に対し、応じられない理由及び根拠について、資料を提示し具体的に説明を行わなかったことが労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして平成25年11月8日に、学園が組合らからの給与体系改善要求に「私学平均」という言葉が入ることをもって、要求の検討自体を拒否し、実質的な議論に入ろうとしない対応を続けたことが同条3号に該当する不当労働行為であるとして平成26年5月21日に、それぞれ申し立てられた事件である。

##### 2 主文

本件申立てを棄却する。

##### 3 判断の要旨

###### (1) 一時金支給について

学園は一時金に関して組合の要求を受け入れており、一時金を巡る交渉において特に不誠実な対応を取ったとの事情もうかがえないことから、学園に同法7条2号の誠実交渉義務違反があったとは認められない。

###### (2) 給与体系改善・一時金支給以外の労働条件について

学園は、組合と、その他労働条件に関してほとんどの項目で何らかの合意をし、柔軟に話し合う姿勢を示し、若しくはその要求を一定程度受け入れている。また、他に学園に不誠実な対応があったとの疎明もないことから、同法7条2号の誠実交渉義務違反があったとは認められない。

###### (3) 給与体系の改善について

学園の組合らとの交渉に臨む態度は使用者の対応として適切とはいえない側面があるものの、全体として見た場合、学園は、資料を提示して自己の主張の根拠を具体的に説明する努力をし、譲歩案を示す等必要な対応を取っていたものと認められることから、給与体系改善要求に関する団体交渉において学園に同法7条2号の誠実交渉義務違反があったとは認められない。

###### (4) 学園は、組合らからの給与体系改善要求に「私学平均」という言葉が入ることをもって、要求の検討自体を拒否し、実質的な議論に入ろうとしない対応を続けたかについて

ア 「私学平均」に関する理事長の発言の数々からは、平成23年度に平均1万円の増額で妥

結した高校の教員の基本給を、なぜ他私学の平均値にしなければならないのかについて改めて理事会で説得力のある説明をするために、その論拠を示すよう組合らに求めていたことがうかがわれ、組合らの要求の検討自体を拒否したということまではできない。

イ 組合らが、「私学平均」は根拠ではなく水準であり、根拠としては、厳しい労働条件の中で成果を出していること、学園の財政状況が悪くないこと等であると説明しているにもかかわらず、学園はあくまで要望書（「給与体系の改善に関する緊急要求書」）に記載された内容に拘泥し、「専任率」といった文言を殊更取り上げてその矛盾点を指摘する等、現に面前で行われている組合らとの交渉に真摯に向き合おうとする姿勢に欠けていたことは否めない。

ウ 学園の組合らとの交渉に臨む態度は使用者の対応として適切とはいえない側面があるものの、学園が組合らの要求の検討自体を拒否したということまではできず、また、学園の発言が組合らに威嚇的效果を与え、その運営に影響を及ぼしたとも認められないことから、同法7条3号の支配介入に該当しない。

---

## 26年(不)第10号 (7条2号)

### 1 事案の概要

申立外会社Cで被申立人会社からの受託業務（トラック運送）に従事していた申立人組合員Aは、平成25年12月8日、自宅で脳梗塞を発症した。本件は、組合が組合員Aに係る労災補償給付の申請に関連して組合員Aの労働状況を確認するため、会社に団体交渉を申し入れたのに対し、会社が労働組合法上の使用者に当たらないとしてこれに応じなかったことが不当労働行為であるとして、平成26年7月24日に救済が申し立てられた事件である。

### 2 主文

本件申立てを却下する。

### 3 判断の要旨

(1) 労働組合法7条にいう「使用者」は必ずしも労働者の雇用主に限定されるものではなく、雇用主以外の者であっても、当該労働者の基本的な労働条件等に対して雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有しているといえる者は、その限りにおいて同条にいう「使用者」に当たると解すべきである。

このような観点から会社が組合員Aとの関係で労働組合法上の使用者に当たるかどうかについて検討すると、会社が部分的にも雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していたとはいえず、会社に使用者性がないことは明らかである。

(2) 組合は、会社とCとの契約が純粋な請負契約とは異質なものであるとして、B（会社の受託元会社が運営する配送センター）を巨大な物流工場に例え、Cの常駐者の自主的な判断能

力を否定した上で、Bと運転手との間の指揮命令類似の関係を前提に会社が使用者の一翼を担っていた等と縷々述べて会社の使用者性を主張する。また、組合は、労働安全上の問題については使用者概念を拡大することが法の精神であり、会社には運転労働者の長時間労働の問題を解決するため団体交渉に応じるべき社会的責務があったとも主張するが、いずれも組合独自の見解であって採用できない。

(3) 本件において組合は、会社の使用者性を基礎づける事実について何ら有効な主張・立証を行っておらず、却下を免れない。

---

## 27年(不)第7号 (7条2号)

### 1 事案の概要

申立人組合の組合員3名は、いずれも被申立人会社の退職者であり、組合の組合員で会社が雇用する者は平成25年1月以降存在しない。本件は、組合が会社に対し、掲示板の設置及び組合室の供与の要求を議題とする団体交渉を申し入れたが、会社がこれに応じなかったことが不当労働行為であるとして、平成27年7月13日に救済が申し立てられた事件である。

### 2 主文

本件申立てを却下する。

### 3 判断の要旨

(1) 労働組合法7条2号において使用者が団体交渉を義務づけられる相手方は、原則として「現に使用者と雇用関係にある労働者」の代表者をいうものであり、このように解するのが同号の「使用者が雇用する労働者」という文言からも適切であるといえる。また、同号が基礎として必要としている雇用関係には、現にその関係が存続している場合だけでなく、解雇され又は退職した労働者の解雇又は退職の是非やそれらに関係する条件等の問題が雇用関係の終了に際して提起された場合も含まれると解される。更に、雇用関係継続中に個別労働紛争を含む労働条件等に係る紛争が顕在化していた問題について、雇用関係終了後に、当該労働者の所属する労働組合が団体交渉を申し入れた場合についても、雇用関係がある場合と同様に解すべきである。

(2) 本件では、組合の組合員で会社が雇用する者は平成25年1月以降存在しないことから、組合が会社に団体交渉を申し入れた平成27年4月16日時点において組合の組合員に「現に使用者と雇用関係にある労働者」が存在しなかったと認められる。更に、組合の団体交渉要求事項は、便宜供与に関するものであり、組合員の解雇若しくは退職の是非やそれらに関係する条件等の問題又は雇用関係継続中に個別労働紛争を含む労働条件等に係る紛争が顕在化していた問題に関するものとは認められない。

(3) したがって、組合は、同法7条2号において会社が団体交渉を義務づけられる相手方に当

たらないことは明らかであり、会社が組合からの団体交渉申入れに応じなかったことは、同  
号の不当労働行為に該当しない。

## 2 和解・取下

---

### 24年(不)第16号 (7条1・2・3・4号)

#### 1 事案の概要

本件は、①被申立人が、申立人組合員Aに対し皆勤手当を支給しないことが労働組合法7条1号及び3号に、②申立外B労働組合と被申立人の間で配車の平均化及び一時金支給の問題に関し合意が成立したにもかかわらず、B労働組合の後を引き継いだ申立人との団体交渉における被申立人の交渉態度が同条2号に、③平成24年1月11日に開催された団体交渉において、被申立人が、配車及び一時金支給について組合員Aが申立人の組合員であるが故の不利益取扱いを暗示するような言動を行ったことが同条3号に、④同年9月13日に開催された団体交渉において、被申立人が、当初の主張に戻りそれに固執して労働契約書を提示したことが同条2号に、⑤組合員Aの未払賃金に関し、同人が請求書を送付したり、申立人が団体交渉で説明を求めたりして、未払賃金の支払を請求したのに対し、被申立人が未払賃金の支払又は団体交渉における誠実な説明を行わなかったことが同条及び同条3号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同年12月18日に救済が申し立てられ、その後、⑥被申立人が、当初申立て後、組合員Aに対する配車において、出勤時間、行き先及び売上げに係る仕事量の制限を行ったことが同条1号、3号及び4号に該当する不当労働行為であるとして、平成25年6月21日に、更に、⑦被申立人が組合員Aに対して行った同年9月2日及び3日の2日間の出勤停止の懲戒処分が同条1号、3号及び4号に該当する不当労働行為であるとして、同月24日に追加申立てがなされた事件である。

#### 2 終結状況

平成27年7月27日第6回和解において、申立人組合員の労働条件の合意等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

### 25年(不)第8号 (7条1・2・3・4号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、申立人組合員に対して出勤場所の変更を行ったこと、賃金の減額を申し入れたこと、懲戒処分の手続を行ったこと及び当該懲戒処分に係る問題を議題とする団体交渉を拒否したこと等が労働組合法7条各号に該当する不当労働行為であるとして、平成25年4月18日に救済が申し立てられ、その後、平成26年3月29日の団体交渉で組合員の定年について申立人と実質的な協議を行わなかったこと等が同条各号に該当する不当労働行為であるとし

て、同年4月22日に追加申立てがなされた事件である。

## 2 終結状況

平成27年4月22日第2回和解において、被申立人は今後とも誠意をもって団体交渉に応じること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

### 25年(不)第17号 (7条3号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、平成25年5月18日に申立外A会社が申立人組合員Bに発出した「聴聞通知書」に始まる懲戒手続に加担したことが、労働組合法7条3号に該当する不当労働行為であるとして、平成25年9月24日に救済が申し立てられた事件である。

#### 2 終結状況

平成27年4月22日第2回和解において、被申立人は今後とも誠意をもって団体交渉に応じること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた(25年(不)第8号と併合されている。)

---

### 25年(不)第19号 (7条1・2・3号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①申立人組合員Aに対し、平成25年10月18日付け解雇警告文を送付したこと及び同月31日付け解雇予告通知書を送付したことが労働組合法7条1号及び3号に、②同年9月20日、10月1日及び15日付けで申入れのあった団体交渉に応じなかったことが同条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同年11月1日に救済が申し立てられた事件である。

#### 2 終結状況

平成27年2月24日取下書が提出され、本件は終結した。

---

### 26年(不)第7号 (7条2号)

#### 1 事案の概要



本件は、被申立人が、①本人同意条項がある36協定を引き続き締結・継続すること、②昭和62年締結の「団体交渉に関する確認書」を遵守すること、③定年退職者の賞与は平成2年締結の協定書に基づいて、賞与算定期間分即ち最低日数10日間に対しても定年後の初回賞与時に支給すること及び④嘱託再雇用契約条件を改善することについて、申立人と誠実な団体交渉を行わないことが、労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、平成26年6月24日に救済が申し立てられた事件である。

## 2 終結状況

平成27年8月24日第11回調査において、被申立人は今後とも誠意をもって団体交渉に応じること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

### 26年(不)第11号 (7条1・2号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①平成26年の夏季賞与について、申立人組合員Aの査定を5段階のうち最低のD査定としたこと及び②組合員Aの職場において、「事実確認書」やビデオ撮影によって組合員Aの人格権を侵害したことが労働組合法7条1号に、③同年7月14日及び同年8月21日に行った団体交渉において、事実確認に誤りがあったことが同条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、平成26年9月5日に救済が申し立てられ、その後、④組合員Aに不潔業務・危険業務を命じたこと及び不合理な業務指示を出したことが同条1号に該当する不当労働行為であるとして、同年10月21日に、更に、⑤同年の冬季賞与についても①と同様に同号に該当する不当労働行為であるとして、平成27年1月15日に追加申立てがなされた事件である。

#### 2 終結状況

平成27年3月23日第4回調査において、業務上の混乱については、必要に応じて別途話し合いの場を設けること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

### 26年(不)第12号 (7条1・2・3号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①申立人組合員Aを事務所の仕事から外し専らドライバーの仕事させながら、平成26年7月以降職務手当を一方的に支払わず、このことを隠蔽するために、同年8月23日等の団体交渉において事実を偽り意味不明なことを述べたことが労働組合法7条1

号、2号及び3号に、②団体交渉の日程調整の際に、申立人の都合を無視して組合員が出席する機会を奪ったこと等が同条2号に、③同年5月24日の団体交渉において、全従業員の夏季ボーナスがゼロになる旨説明したが、組合員以外の従業員に対しては特別手当として賞与相当額を支給したことが同条1号及び2号に、④同年8月29日、従業員代表選挙に関して干渉したことが同条1号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同年9月10日に救済が申し立てられた事件である。

## 2 終結状況

平成27年3月16日第4回調査において、解決金の支払等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

### 26年(不)第13号 (7条1・2号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①体調を崩し就業できない申立人組合員Aについて、同人の健康保険傷病手当金支給申請の手續に協力しないこと及び健康が回復しつつあるにもかかわらず原職復帰をさせないことが労働組合法7条1号に、②申立人による平成26年7月29日及び同年8月19日付けの組合員Aの未払い賃金、被申立人の今後の経営計画、被申立人分社化における法定手續の履践状況等及び組合員Aの健康回復後の復職を協議事項とする団体交渉申入れを拒否したことが同条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同年9月11日に救済が申し立てられた事件である。

#### 2 終結状況

平成27年6月8日取下書が提出され、本件は終結した。

---

### 26年(不)第15号 (7条1号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、申立人組合員Aに対し、平成26年夏期賞与の評価及び金額算定について差別的取扱いを行ったことが、労働組合法7条1号に該当する不当労働行為であるとして、同年10月29日に救済が申し立てられた事件である。

#### 2 終結状況

平成27年6月24日第2回和解において、組合員Aの平成26年夏期賞与額及び同年冬期賞与額の合意等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

## 26年(不)第16号 (7条1・2・3号)

### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①平成26年4月11日の団体交渉において、申立人組合員Aが行ったトラック改造の原状回復という解決済みの事案を未解決と主張し、組合員Aに圧力をかけ、団体交渉をいたずらに空転させたことが労働組合法7条1号、2号及び3号に、②同年7月27日の団体交渉での組合員A及び申立人組合員Bの時間外労働に対する割増賃金に関する議題について、具体的議論に入ることなく一方的に協議を打ち切ったこと並びに③上記①及び②の団体交渉全般において、自己の主張に固執し、説明及び資料提出を行わない態度を堅持して実質的検討に入ろうとしなかったことが同条2号に、④同年8月12日、組合員A及び組合員Bの賃金債権不存在の確認、組合員A及び組合員Bに対するトラック改造の原状回復費用の賠償等を求める民事調停を簡易裁判所に申し立てたことが同条1号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同年10月31日に救済が申し立てられた事件である。

### 2 終結状況

平成27年7月13日、解決金の支払等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

## 27年(不)第1号 (7条1・2・3・4号)

### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①平成26年6月から10月頃にかけて、申立人への加入を思いとどまらせること、申立人から脱退させることを企図した発言等を行ったことが労働組合法7条3号に、②同年8月以降、申立人組合員Aに対する配車を差別したことが同条1号に、③同年12月10日に開催された緊急ミーティングで行った言動が同条1号及び3号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、平成27年1月19日に救済が申し立てられ、被申立人が、④同年4月14日付けで申立人組合員Bに対して行った配置転換が同条1号及び3号に該当する不当労働行為であるとして同月22日に、⑤同年6月28日の団体交渉を打ち切ったことが同条2号及び3号に該当する不当労働行為であるとして同月29日に、⑥組合員Aに対し同年7月1日以降申立人C株式会社で勤務するよう命じたことが同条1号、3号及び4号に、⑦同年6月30日に組合員Bの実家を訪問し、団体交渉で協議する予定であった事項について話し合おうとしたことが同条1号、2号及び4号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして同年7月2日に、⑧組

合員Aに対し同月27日以降被申立人で研修に従事するよう命じ、賃金を日給6,500円とし、また、組合員Bに対し同月21日以降、C株式会社で研修等に従事するよう命じ、更に同月27日以降被申立人で研修に従事するよう命じ、賃金を日給1万円としたことが同条1号及び3号に該当する不当労働行為であるとして同日に、それぞれ追加申立てがなされた事件である。

## 2 終結状況

平成27年9月29日第5回調査において、解決金の支払等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

### 27年(不)第2号 (7条1・2・3号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、①組合員に組合との話合いの取下げを求めるメール送信をしたことが労働組合法7条3号に、②団体交渉での確認内容を変遷させたことが同条2号に、③組合員に勤務条件に係る変更要求をしたことが同条1号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、平成27年1月21日に救済が申し立てられ、その後、④団体交渉において虚偽発言を行ったことが同条2号に、⑤組合員に一方向的に勤務シフトを交付したことが同条1号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同年3月20日に追加申立てがなされた事件である。

#### 2 終結状況

平成27年8月4日第4回調査において、組合員の勤務条件の合意等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

---

### 27年(不)第5号 (7条2号)

#### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、平成27年3月6日付けの申立人からの同年2月16日の被申立人からの申立人組合員Aへの通知について協議すること及び法令遵守等の要求についての団体交渉申入れに対し、同月12日、被申立人と組合員Aとの間に雇用関係がないこと等を理由として拒否したことが労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同年5月8日に救済が申し立てられた事件である。

#### 2 終結状況

平成27年9月1日取下書が提出され、本件は終結した。

---

## 27年(不)第8号 (7条2号)

### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、平成27年7月10日に申立人から申入れのあった申立人組合員の業務の安全管理に関する事項及び職業安定法違反又は労働者派遣法違反の問題の検証を協議事項とする団体交渉に応じなかったことが労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、同月15日に救済が申し立てられ、その後、被申立人が、同月27日に申立人から申入れのあった申立人組合員に対する研修の状況等を協議事項とする団体交渉に応じなかったことが同号に該当する不当労働行為であるとして、同月31日に追加申立てがなされた事件である。

### 2 終結状況

平成27年9月29日取下書が提出され、本件は終結した。

---

## 27年(不)第9号 (7条2号)

### 1 事案の概要

本件は、被申立人が、組合員の就業時における不正常な処遇及び女性差別並びに復職後の労働条件を議題とする団体交渉の申入れに対し、議題については別途、文書により回答済みであること及び被申立人の内部資料の入手経路に関する申立人側からの回答がないことを理由として申立人と団体交渉を行わないことが、労働組合法7条2号に該当する不当労働行為であるとして、平成27年8月12日に救済が申し立てられた事件である

### 2 終結状況

平成27年11月27日第3回調査において、誠実に団体交渉に応じること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

## 第2節 不当労働行為の再審査

### 第1 概 要

都道府県労働委員会の命令の交付を受けたときは、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる（労働組合法第27条の15）。

当委員会の交付した命令に対する再審査事件として、この規定によって平成27年に中央労働委員会に係属した事件は5件、その内訳は、前年から引き続き係属したものが4件、新規に申し立てられた事件が1件である。これらの係属事件のうち、終結したものは2件で、残り3件は翌年に繰り越された（「第2 不当労働行為再審査申立事件一覧表」参照）。

再審査事件係属件数一覧表

(単位：件)

年 区 分	23年	24年	25年	26年	27年
係 属 件 数	2	3(1)	5(1)	4	5(2)
前年からの繰越	2	2(1)	2(1)	4	4(2)
新 規 申 立	-	1	3	-	1

(注) ( ) 内は、終結件数を示し、内数である。

## 第2 不当労働行為再審査申立事件一覧表

### 前年繰越分（4件）

中央労働委員会 事件番号	再審査 申立人	業 種 別 従業員数	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	再審査申立 年 月 日	所要 日数	処理状況
初 審 事件番号				初審終結 年 月 日	再審査終結 年 月 日		
21(不再)14	初審 被申立人	卸売業、小売業 約670	2	21. 3. 9 一部救済	21. 4. 1	2,466	係属中
17(不) 4				21. 3. 18			
25(不再)26	初審 申立人	運輸業、郵便業 (鉄道業) 17,819	1・3	25. 3. 25 棄 却	25. 4. 11	946	棄却
20(不) 9				25. 4. 1	27. 11. 12		
25(不再)83	初審 被申立人	教育、学習支援業 506	1・2・ 3	25. 10. 30 一部救済	25. 11. 19	694	勧告和解
24(不) 4				25. 11. 6	27. 10. 13		
25(不再)89	初審 被申立人	教育、学習支援業 255	1・2・ 3	25. 11. 25 一部救済	25. 12. 13	749	係属中
23(不)13				25. 12. 2			

(注) 1 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

2 「所要日数」は、再審査申立時から終結時又は平成27年12月末日までの数字である。

### 平成27年申立分（1件）

中央労働委員会 事件番号	再審査 申立人	業 種 別 従業員数	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	再審査申立 年 月 日	所要 日数	処理状況
初 審 事件番号				初審終結 年 月 日	再審査終結 年 月 日		
27(不再)54	初審 申立人	卸売業、小売業 635	2	27. 11. 24 却 下	27. 12. 3	29	係属中
27(不) 7				27. 11. 27			

(注) 1 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

2 「所要日数」は、再審査申立時から終結時又は平成27年12月末日までの数字である。

## 第3節 行政訴訟

### 第1 概 要

労働委員会の命令の交付を受けたときは、申立人は6か月以内に、被申立人は再審査の申立てをしない場合に限って30日以内に、それぞれ裁判所に命令の取消しの訴えを提起することができる（行政事件訴訟法第14条第1項、労働組合法第27条の19第1項）。

この規定によって当委員会の交付した命令に対する行政訴訟事件として平成27年中に裁判所に係属した事件は2件で、前年から引き続き係属したものが1件、本年中に訴訟提起されたものが1件である。これらの係属事件のうち、終結したものは1件で、残り1件は翌年に繰り越された。

行政訴訟事件係属件数一覧表

（単位：件）

年 区 分		23年		24年		25年		26年		27年	
係属件数		-		-		1		1		2(1)	
裁 判 所	繰越	-	-	-	-	1	-	1	1	1	1(1)
	新規	-	-	-	-		1		-		1

（注）（ ）内は、終結件数を示し、内数である。



## 第2 行政訴訟事件一覧表

### 前年繰越分（1件）

裁判所 事件番号	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	当事者	訴訟提起 年 月 日	口頭弁論等 回 数	進捗 状況 (結果)
初 審 事件番号				訴訟終結 年 月 日		
名 地 裁 25(行ウ)32	1・2・3	25. 3. 18 一部救済	原告：初審被申立人 被告：委員会 (被告側参加人：初審 申立人)	25. 4. 17	口頭弁論 3回 弁論準備手続 8回	一部 取消
22(不) 7				27. 3. 25		

(注) 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

### 平成27年提起分（1件）

裁判所 事件番号	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	当事者	訴訟提起 年 月 日	口頭弁論等 回 数	進捗 状況 (結果)
初 審 事件番号				訴訟終結 年 月 日		
名 高 裁 27(行コ)28	1・2・3	25. 3. 18 一部救済	控訴人(附帯被控訴 人)：委員会 (控訴人側参加人(附 帯被控訴人側参加 人)：初審申立人) 被控訴人(附帯控訴 人)：初審被申立人	27. 4. 8 27. 7. 13 (附帯控訴)	口頭弁論 3回	係属中
22(不) 7						

(注) 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

## 第4節 労働組合の資格審査

平成27年における資格審査の取扱件数は51件で、その内訳は、前年からの繰越し17件、新規申請34件である。

新規申請分を事由別にみると、委員推薦に伴うものが18件、不当労働行為救済申立てに伴うものが13件、法人登記に伴うものが3件となっている。

表1 申請事由一覧表

(単位：件)

区分 年	委員推薦	不当労働 行 為	法人登記	職業安定法	労働協約 拡張適用	計
23年	17	33(18)	7(1)	1	-	58(19)
24年	-	35(16)	4(1)	-	-	39(17)
25年	18	47(25)	-	1	-	66(25)
26年	6	33(18)	2	-	-	41(18)
27年	18	30(17)	3	-	-	51(17)

(注) ( ) 内は、前年からの繰越し件数を示し、内数である。

処理区分の内訳は、資格審査の結果、適合と決定されたものが24件、不当労働行為救済申立事件が和解等で終結したために打ち切りとなったものが16件で、残り11件が翌年に繰り越された。

表2 処理区分一覧表

(単位：件)

区分 年	適 合	不適合	却 下	取 下	打 切	翌年へ 繰 越	計
23年	24	-	-	-	17	17	58
24年	5	-	-	-	9	25	39
25年	29	-	-	-	19	18	66
26年	8	-	-	-	16	17	41
27年	24	-	-	-	16	11	51